

国と地方のあるべき姿の実現に向けて

平成 15 年 4 月 1 日

牛尾治朗

奥田 碩

本間正明

吉川 洋

「官から民へ」の原則の下、効率的で小さな政府の実現に向け、国・地方一体となって、取り組みを強化する必要がある。同時に、地方の「自助と自律」を実現するため、国・地方を通じた財政健全化を進めるとともに、国が地方の歳出・歳入をほぼ全面的に管理する仕組みを抜本的に変え、地方自らが歳出の効率化や歳入増のために努力する仕組みを確立する必要がある。

諮問会議としては、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方からなる「三位一体の改革」の取りまとめに向け、地方分権改革推進会議と連携を図りつつ、以下の方向で早急に検討を進める必要がある。

1. 「自助と自律」の実現に向けた改革の推進

(改革の目的)

- ・ 国が許認可等を通じて地方の事務に関与し、かつ、補助金を交付し、地方交付税で財源保障する仕組みは、戦後におけるナショナル・ミニマムの達成には貢献した。しかし、今やそうした仕組みが、地方の財政規律を弱め、地方が自主的判断で個性ある行政サービスを行うことを困難にしている。
- ・ こうしたことから、「三位一体の改革」を推進することにより、歳出・歳入両面で国の関与を減らし、地方が自らの支出を自らの財布で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを効率的に選択することが可能になるようにする。同時に、国・地方を通じた財政健全化への取り組み（地方財政に関しては、地方財政計画の歳出削減や課税自主権を活用した地方の財源確保等）を強化する。また、これらの改革の具体的な工程表を作成する。

(三位一体の改革への具体的な取り組み)

国の関与を縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大することを通じ、国庫補助負担事業を廃止・縮減するとともに、以下の改革に取り組む(参考参照)。

① 奨励的補助金(公共事業関係1.6兆円、その他1.7兆円)は原則廃止とし、全省庁で計画的に削減する。また、義務教育や社会保障を含め国庫負担金については、経済社会の現状を踏まえたナショナル・ミニマムの見直しを行い、国の関与を縮減するとともに国庫負担の水準・範囲等を根本から見直し縮減する。―― 国庫補助負担金の削減

② 同時に、地方交付税の改革を行う。国の関与の縮減に合わせ交付税の財源保障範囲を縮小していく。また、地方が自主的に決定すべき地方単独事業を保障の対象外としていく。他方、地方公共団体間の財政力格差の是正はなお必要であり、透明性の高い調整メカニズムを確立していく。不交付団体の割合を高めるためにも、こうした改革が必要不可欠である。

―― 地方交付税による財源保障の縮小

③ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。その際、必要な財源をどのように確保していくのかを検討する。―― 税源移譲を含む自主財源の拡大

(地方財政対策からの脱却)

地方財政を国がマクロ的に財源保障する地方財政対策(通常収支分で13.4兆円に上る財源不足)が行われている。地方財政の自立を実現するために、財政健全化に向けた取り組みを強化し、地方財政対策からできる限り早期に脱却する。なお、2010年代初頭に国・地方のプライマリー・バランスを黒字化するという目標を達成するためには、同時期に地方財政対策から脱却することが必要である。

(地方債の改革)

上記と平行して、交付税とともに国による財源保障機能を果たしている地方債の改革を進める必要がある。地方債に対する国の関与（元利償還に対する国の財源保障、公的資金の斡旋等）を根本的に見直し、地方債を市場が評価することを通じて、地方の財政規律を強化していく必要がある。

2. 地方主導の改革

三位一体の改革は、国の権限や財政規模を小さくすることを意味し、関係省庁には潜在的な抵抗感が強い。改革案の検討に当たっては、以下のような点について、地方の声を十分に把握し、反映することが必要である。

- ① 地方がどのような補助金が無駄と考えているのか、
- ② 削減額の一定割合が一般財源として確保される場合、どのような補助金を削減して良いと考えるか、
- ③ 地方交付税の財源保障機能の縮小のあり方や、地方の財政調整のあり方はいかにあるべきか、等

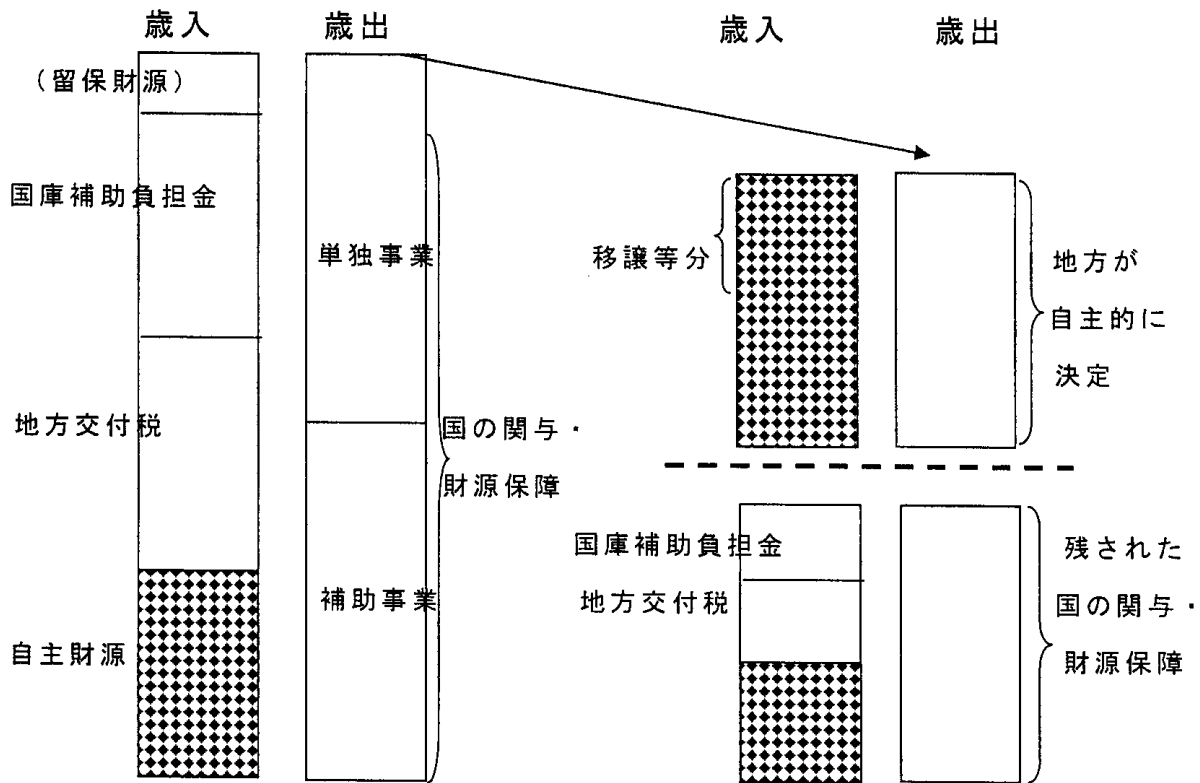
3. 市町村合併等の促進

地方公共団体のあり方は、抜本的な転換期を迎えている。行政基盤の拡充と自律能力の向上を目指し、市町村の合併等を促進する。また、道州制を含め都道府県のあり方について検討を進める。

(参考)「三位一体の改革」のイメージ

(現在の歳出・歳入構造)

(三位一体の改革が完成時の姿)



地方向け補助金等(平成15年度予算)

(単位:兆円)

(一般会計)

	補助金等 (15年度)	うち国庫負担金		うち国庫補助金	
社会保障 関係	10.7 (61.2%)	10.1		0.5	
		老人医療 3.4 (億円)		在宅福祉事業費補助金 1,118 (億円)	
		老人医療給付費負担金 22,615	保険医療費拠出金負担金 9,315	社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072	児童保護費等補助金 644
		老人保険医療費拠出金財政調整交付金 2,329	療養給付費等負担金 18,552	介護保険事務費交付金 305	精神保健対策費補助金 231
			財政調整交付金 4,729	医療施設運営費等補助金 212	
		市町村国保 2.3			
		生活保護 1.5			
		介護保険 1.5			
		生活保護費負担金 15,132			
		介護給付費等負担金 9,662			
		介護給付費財政調整交付金 2,402			
		介護納付金負担金 2,062			
		介護納付金財政調整交付金 515			
文教・科学 振興	3.2 (18.1%)	2.9		0.3	
		義務教育費国庫負担金 26,571	私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002		
		公立養護学校教育費国庫負担金 1,308	公立学校施設整備費補助金 692		
公共事業 関係	2.9 (16.6%)	2.1		0.8	
		下水道事業費補助 8,868	廃棄物処理施設整備費補助 1,461		
		公営住宅建設費等補助 1,364	水道施設整備費補助 1,351		
		公営住宅家賃対策等補助 1,210	農業集落排水事業費補助 777		
		経営体育成基盤整備事業費補助 955	公営住宅建設費等補助 528		
		都市公園事業費補助 897			
その他	0.7 (4.1%)	0.0		0.6	
			農業共済事業事務費負担金 529		
			都道府県警察費補助金 305		
計	17.5 (100.0%)	15.1		2.2	

(特別会計)

	補助金等 (15年度)	うち国庫負担金		うち国庫補助金	
公共事業 関係	2.2 (76.7%)	1.4		0.8	
		一般国道改修費補助等 9,090 (億円)	地方道路整備臨時交付金 7,033 (億円)		
その他	0.7 (23.3%)	0.3		0.3	
		児童手当交付金 3,066	電源立地地域対策交付金等 1,675		
			交通安全対策特別交付金 822		
計	2.9 (100.0%)	1.7		1.1	

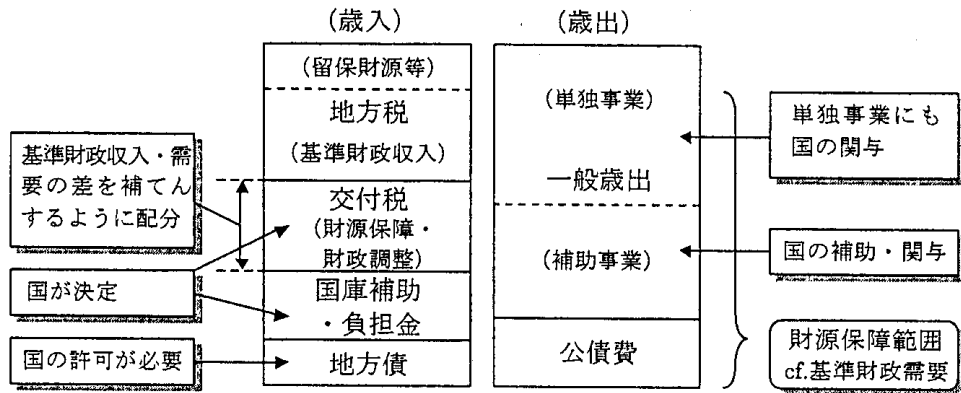
合計	20.4	16.8		3.3	
----	------	------	--	-----	--

牛尾議員・本間議員提出資料
(参考)

平成 13 年 5 月 18 日

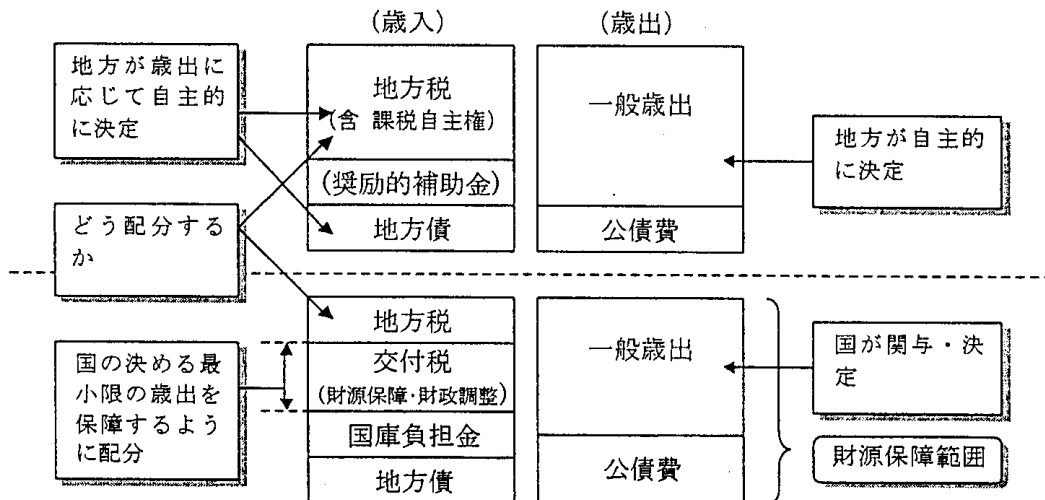
(参考)

◎ 現行制度.....財源保障+財政調整



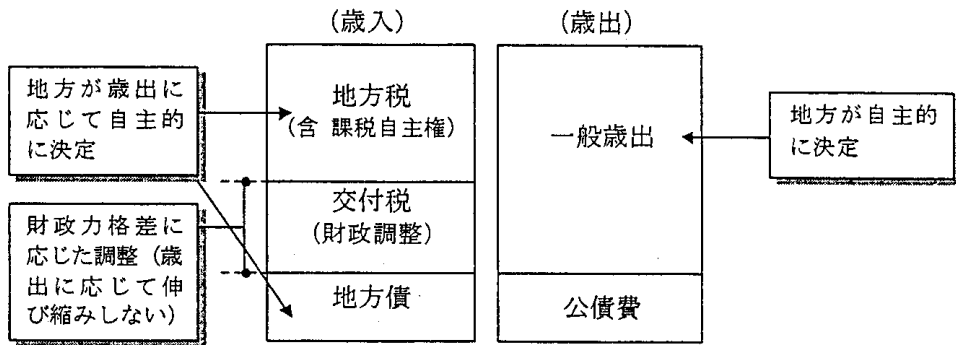
現行の地方交付税制度は、基準財政需要と基準財政収入の差を配分することにより、財政力の弱い団体にも標準的行政に要する財源を保障しており、財源保障と財政調整を兼ね備える。国の多大な関与を背景に、地方歳出のうち財源保障される範囲は大きく、ほとんどの団体は交付税の配分を受けている。課税自主権の活用は限定的。地方債の発行は国による許可制。

◎ 財源保障縮小型.....財源保障の範囲・規模を限定



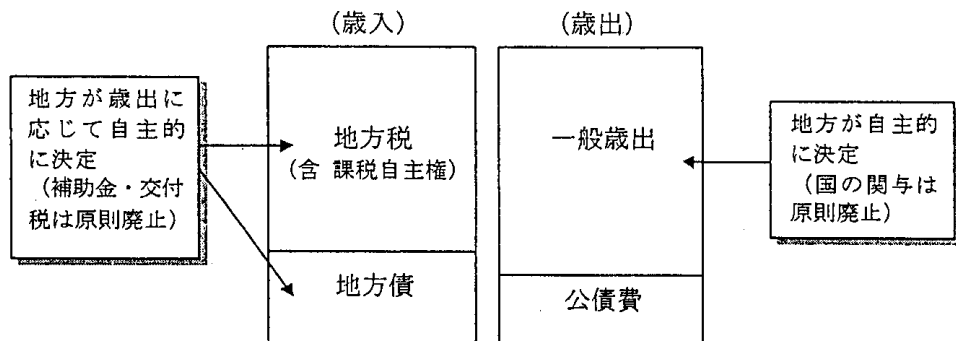
行政サービスの内容・水準に関する国の関与を縮小し、国が財源保障する範囲・水準をそれに応じて縮小する。それ以外の部分では、地方が行政サービスを、自ら財源を調達して行う。

◎ 自立・調整型.....財政調整のみの場合



地域の行政サービスは、画一的な国の関与を最小限にし、基本的に地方が自主的に決める。歳入面でも、地域間の財政力格差を緩和するための一定の財政調整は行うが、地方の収支不足を補てんする財源保障は廃止する。地方は、財政力の格差調整を受けた上で、課税自主権による増減税などにより、最終的に自己の歳入を決定し、それに応じた行政サービスを提供する。その結果生じる地域間の行政サービスの内容・水準の違いは是認する。

◎ 完全自立型.....財源保障・財政調整ともない場合



地方は、歳出（行政サービスの内容・水準）も歳入（財源調達の方法）も自主的に決める。国と地方の役割分担を明確にし、国の関与は原則廃止する。補助金や交付税など国からの財源移転も原則廃止し、地方は行政サービスの提供にかかる費用を、課税自主権も活用して自ら調達する。この結果、行政サービスの内容・水準に地域間で大きな違いが生じ得るとともに、地方を通じた国の施策の実施はできなくなるが、これを是認する。